［事業所名］運営規程

（［事業名（さいたま市介護予防訪問介護サービス又はさいたま市家事支援型訪問サービス）］）

（事業の目的）

第１条　［法人名］が開設する［事業所名］（以下「事業所」という。）の訪問介護員［※家事支援型訪問サービスの場合は従業者］が、要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な［事業名］を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　訪問介護員は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の［※家事支援型訪問サービスの場合は不要］生活全般にわたる支援を行う。

２　事業の実施に当たっては、市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称　［事業所名］

(2) 所在地　［所在地］

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者　１名

従業者の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者　○名以上

［事業名］の利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、介護予防訪問介護サービス計画（家事支援型訪問サービス計画）の作成等を行う。

(3) 訪問介護員［※家事支援型訪問サービスの場合は従業者］　　常勤換算○名以上（サービス提供責任者を含む）

［事業名］の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日　○曜日から○曜日（ただし、［※祝日・年末年始等営業しない日がある場合に記載すること］を除く。）

(2) 営業時間　午前○時から午後○時まで

（サービスの提供方法、内容及び利用料等）

第６条　［事業名］の提供方法及び内容は次のとおりとし、［事業名］を提供した場合の利用料の額は、さいたま市第１号事業に要する費用の額の算定に関する基準に定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

(1) 身体介護［※家事支援型訪問サービスの場合は不要］

(2) 生活援助

２　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う［事業名］に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域を越えた地点から○kmにつき○○円［※この場合の交通費も実費の範囲内で設定すること］を徴収する。

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明をした上で同意を得ることとする。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、[※客観的に区域が特定できる標記とすること]とする。

（緊急時等における対応方法）

第８条　サービスの提供中に利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医及び利用者の家族への連絡を行うとともに、管理者に報告する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第９条　事業所は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

 (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図る。

 (2)虐待の防止のための指針を整備する。

 (3)従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

 (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は，サービス提供中に，当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は，速やかに，市町村に通報するものとする。

※なお，当該事項を定めるに当たっては，3年間の経過措置が設けられており，令和6年3月31日までの間，「定めておくよう努める」こととされています。

（その他運営についての留意事項）

第10条　［事業所の実情にあわせ記載。例としては以下のとおり］

第10条　事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修　採用後○カ月以内

(2) 継続研修　　年○回

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は［法人名］と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、[令和○○年○月○日]から施行する。※　指定予定年月日又は改正年月日を記載